

知広事第1729号

令和7年（2025年）11月10日

指定介護サービス事業所 管理者様

知多北部広域連合長 花田勝重

(公印省略)

地域密着型サービスの利用に係る取扱いについて（通知）

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態となつても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活が継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるのが適当なサービス類型として創設されました。

つきましては、今後も東海市、大府市、知多市及び東浦町（以下、「関係市町」という。）に在住してきた住民の利用が妨げられることがないよう、下記のとおり取扱いを整理させていただきます。

記

地域密着型サービスの対象者

知多北部広域連合管内で、地域密着型サービスの利用を開始しようとする日より前から関係市町に在住する者であること。原則、転入直後の地域密着型サービスは利用不可とする。ただし、その者にとって関係市町が住み慣れた地域である（過去に関係市町に住所を有したことがある等）と課題分析（アセスメント）及びサービス担当者会議等を通じて判断された場合は、転入直後であっても利用を可能とする。

問合せ先

知多北部広域連合 紹介係

電話番号：052-689-2263

メール : kyuufu@chitahokubu.or.jp